

資料 No. 2-1

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和 6 年 6 月 日

(名称) 湯河原町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
湯河原町は町域の約70%が山林と起伏に富んだ地形であり、路線バスなどの交通機関はJR湯河原駅を起点に運行されているものの、交通不便地域が多く点在している。 また、本町の高齢化率は令和 6 年 4 月 1 日現在で約43.11%であり、年々増加する傾向となる。併せて、町の土地の多くは丘陵地で坂道が多く、高齢者などの交通弱者に対する支援が喫緊な課題である。 現在、湯河原町と隣接した真鶴町を結ぶコミュニティバスを運行しているが、交通不便地域の解消のため、新たな公共交通システムとして、平成30年10月1日からデマンド型乗合いタクシー（区域運行型）として予約型乗合い交通「ゆたぽん号」の実証運行を開始し、令和元年10月1日から本格運行に移行した。 交通不便エリアと駅周辺の公共施設、公園、医院・病院等を直通運行することにより、日常生活に必要な移動手段を提供し、気軽に、安全に移動できることで、「命の外出」を創出することができ、生活の質を維持することにつながる。 このため、地域公共交通確保維持事業により、予約型乗合い交通「ゆたぽん号」を維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
令和 7 年度～9 年度 予約型乗合い交通「ゆたぽん号」の乗車密度を 1.5 人/便 以上とする。

(2) 事業の効果
予約型乗合い交通「ゆたぼん号」を維持することにより、対象の交通不便エリアにおける高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・周知のための概要チラシだけでなく、エリア別の乗降ポイントを詳細に記した資料の配布などを行うほか、地域の老人会など利用が見込まれる方々に事業の説明などを直接的に実施する。(湯河原町) ・地域や近所の外出が困っている方へ制度の利用を促す。(地域住民) ・利用者にとって使い勝手の良いサービスを心掛ける。(運行事業者) (湯河原町地域公共交通計画 P34 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
湯河原町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費(温泉場・オレンジラインエリア:1,760円、鍛冶屋・福浦エリア1,210円)から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価の実施 ・利用者アンケートの実施(車内聞き取りアンケート等) ・住民ヒアリング(住民懇談会・説明会の実施)
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
別紙「会務報告」のとおり
19. 利用者等の意見の反映状況
これまで5回の住民意見交換会を開催しており、意見については湯河原町地域公共交通会議に報告している。また、実証運行を開始した平成30年10月から2か月間及び令和3年10月から1か月間「ゆたぼん号」利用者を対象に、アンケートを配布し、利用についての感想や意見をいただいた。また、令和4年2月及び11月に、地区を限定した中で、「ゆたぼん号」の認知度等を調査するアンケートを実施した。そのほか、住民と協議の上、利用率向上のため、本格運行に移行した令和元年10月に合わせて、バス停の移設及び新設をそれぞれ2箇所実施した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2-2-1

(所 属) 湯河原町地域政策課

(氏 名) 駒谷 啓太

(電 話) 0465-63-2111 内線 233

(e-mail) kikaku@town.yugawara.kanagawa.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。